

事務局 松戸市小根本 57-4

TEL 047-363-0389

FAX 047-365-1370

流山分室 流山商工会議所内1階

TEL 04-7150-1116 (FAX共通)

鎌ヶ谷分室

鎌ヶ谷市道野辺本町 2-2-10

TEL 047-445-4485 (FAX共通)

公益社団法人 松戸青色申告会報

青色まつど

8月・9月号

<http://www.matsudo-aiiro.or.jp>



令和7年8月25日

第63号

(公社)松戸青色申告会

会長 恩田 忠治

編集 広報委員会



着任のご挨拶

松戸税務署長 おおむら 大村 みつはる 光治

残暑の候、公益社団法人松戸青色申告会の皆様におかれましては、ますますご清栄のことと心からお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、税務大学校総合教育部主任教授から着任いたしました大村でございます。

前任の吉田署長同様、ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

恩田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対し、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、令和6年分の確定申告期において、確定申告書作成会場内の「青色コーナー」に職員を派遣していただいたほか、中学生の「税に関する書道作品展」の開催、各市で行われる市民まつりでの「税金クイズ」の実施など、税知識の普及に多くのご尽力をいただいたと伺っております。

皆様のご活動に対し、改めて心から敬意を表しますとともに、この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。

さて、国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでいるところですが、その代表的なものとして、電子帳簿保存法に関する取り組みが挙げられます。この取り組みは、皆様の業務のデジタル化等につながり、業務の効率化も期待できるものですので、ぜひ、国税庁ホームページ内の「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。電子帳簿保存法についてご理解を深めていただけましたら幸いです。

また、本年12月に予定されております所得税の基礎控除等に係る税制改正につきまして、事業専従者の方や従業員の方々に対する年末調整等源泉徴収事務への対応など、制度の円滑な実施に向けての周知・広報に取り組んでいるところです。

このような新たな制度の実施には、貴会との連携・協調が重要かつ不可欠なものと考えており、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人松戸青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

紹介



副署長

はたやま けんいち
畑山 健一



個人課税第一統括官

つみた かずあき
積田 一昌



指導担当上席

ひらい しゅうじ
平井 修司



中間決算相談会のご案内



会員の皆様には日頃より会運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
今年もいよいよ残り4ヶ月となりました。来年の「確定申告相談会」も、完全予約制（1回45分）、また、1会員様2回までのご相談とさせていただきます。「確定申告相談会」をスムーズに終えていただける様に、帳簿と通帳などの数字をきちんと合わせておく必要があります。是非この時期に中間決算相談会へお越し下さい。

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されました。適格請求書発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告をする必要があります。記帳の確認に必ずご来館下さい。

なお、9月1日（月）から11月28日（金）までに『中間決算相談会』にご来会された方には、「確定申告相談会」のご予約を優先してお取りいたします。

是非、お早めにご来会いただき、確定申告のご準備をお願いいたします。

- ※ 確定申告期（令和8年1月23日～3月13日）のご相談時間は45分までとさせていただきます。 「55万円の特別控除」の適用要件に加えて、会計ソフトブルーリターンAをご使用の方は、**3月6日（金）**までに当会で確定申告を終了すると**e-Tax送信**が可能となるため、最高「**65万円控除適用**」となります。

【持ち物】

1. 記帳している帳簿
2. ブルーリターンAご利用の会員様はUSBメモリー、その他会計ソフトをご利用の方は、帳簿を印刷してお持ち下さい。
3. 事業用の通帳・請求書・領収書等
4. 令和7年中に事業用資産を新たに購入、事業用資産を売却・除却のある方は金額のわかるものをご持参下さい。
5. 令和6年分の確定申告書控・青色申告決算書控
（消費税に関する質問などある方は過去4年分の控え）

土曜日 記帳相談会のご案内（完全予約制）



平日、記帳の相談会に来館できない会員さん、松戸事務局は土曜日の午前中開館します！！

〈相談会日程〉・ 9月 13日、27日 ・ 11月 8日、22日、29日
・ 12月 13日、20日

〈開館時間〉 午前9時～正午（相談時間は最大60分までです）



※ 前日までに**必ず予約**をお願いいたします。前日までに予約がない場合は閉館させていただきます。

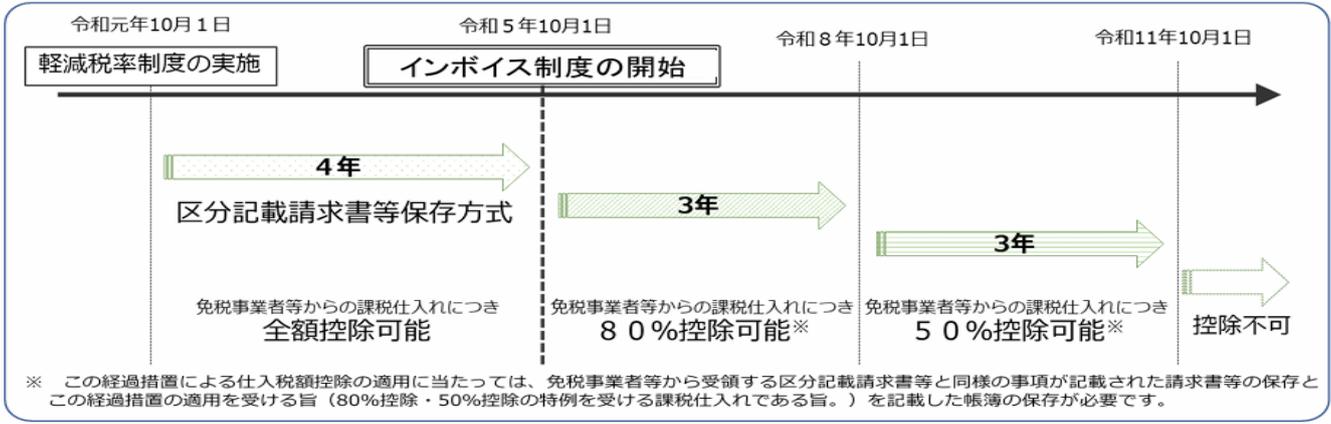
確定申告相談会期間 分室閉館のお知らせ

令和8年3月2日～3月16日の期間、流山、鎌ヶ谷分室ともに閉館させていただきます。分室での確定申告相談をご希望の方は、2月27日までにご予約をお願い致します。松戸事務局は例年通り3月13日（有料期間含む）までご予約可能です。3月のご予約希望の方は松戸事務局をご利用ください。また、3月17日以降は通常通り火曜日、木曜日の開館となります。

【インボイス制度】

免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



令和7年度税制改正による
所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

- (注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
- 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
- 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
- 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

□ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

～事務局からのお知らせ～

『ブルーリターンA』 保守契約料更新について

ブルーリターンAをご利用の方で、右記年度にご購入された方は、保守契約が令和7年12月31日をもって満了となります。下記のとおり保守契約の更新をご案内します。昨今の社会全般における物価上昇の影響を受け、保守契約料が改定となりました。保守期間（令和8年1月1日～令和10年12月31日）3年分の保守契約更新料13,200円です。（保守料12,000円+消費税10%）更新対象者の方には、郵便局の振込用紙を郵送いたしました。9月17日（水）までに、お支払いください。

2022年	(令和4年) 購入者
2019年	(令和1年) 購入者
2016年	(平成28年) 購入者
2013年	(平成25年) 購入者
2010年	(平成22年) 購入者
2007年	(平成19年) 購入者

ご連絡がない場合、「更新しない」とみなし、令和7年分の確定申告よりご利用ができませんので、ご注意ください。また、ご利用を再開する場合は、新たにご購入いただくこととなりますのでご注意ください。

Windows10の動作保証終了に関するご連絡 [事前告知]

Windows10のパソコンは、マイクロソフト社によるサポートが令和7(2025)年10月14日をもって終了する予定です。ブルーリターンAはマイクロソフト社がサポートするOS環境にて動作保証を実施していることから、同年同日をもってWindows10のパソコンにおけるブルーリターンAの動作保証を終了いたします。Windows10をご利用の皆様におかれましては、引き続き安心安全な環境でご利用いただくために、Windows11への利用パソコンの変更等をお願いいたします。

令和7年度 後期会費口座振替のお知らせ（令和7年10月～令和8年3月分）

口座振替日 10月6日(月) 金額 9,000円

※「全青色共済」にご加入の方は、共済掛金も振替になります。

ご指定口座の残高をご確認ください！

※当会では会費の納入を郵便振替より口座振替に切り替えをしております。

まだ、手続きがお済でない会員様はお早目にお手続きをお願いいたします。

（口座振替の場合、会員様に振込手数料はかかりません）



中小企業のための
自動車共済



事故処理体制が充実！

しっかりガードして企業の明日を守る。

関東自動車共済協同組合千葉県支部

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-22-2

千葉中央駅前ビル6階

電話 043-224-5222



《ペットの葬儀と供養・慰霊は》
(有)松戸ペット霊園

松戸市立病院より車で約1分

TOPの裏です

〒270-0025

松戸市中和倉45

電話 047-341-1294

